

# リスク管理への取組

## リスク管理の基本的な考え方

金融業務に付随するリスクが多様化、複雑化していくなか、金融持株会社経営においては、従来にもましてリスク管理、すなわちリスクの把握とそのコントロールが重要になってきています。

SMFGでは、全社的なリスク管理を適切に実施するための具体的な運営方針である「グループ全体のリスク管理の基本方針」を策定しています。この基本方針に則り、戦略目標と業務形態に応じて、管理すべきリスクの所在と種類を特定した上で、各リスクの特性に応じた適切な管理を実施しています。

### (1) 総合的なリスク管理

SMFGでは、トップリスクを含む環境・リスク認識をしっかりと行った上で、ストレステストによるリスク分析やリスク資本管理の枠組みを通じて、体系的な管理を実現しています(詳細は本編53ページ参照)。

### トップリスク

SMFGが認識している主要なトップリスクおよび想定されるシナリオは下表の通りです(トップリスクの活用方法等については、本編53ページ参照)。

### (2) リスク管理体制

SMFGでは、リスク管理の重要性を踏まえ、その管理プロセスに、経営陣が積極的に関与する体制としています。具体的には、「グループ全体のリスク管理の基本方針」をグループ経営会議で決定の上、取締役会の承認を得ることとしています。また、グループ全体のリスクを一元的に把握・管理し、適切なリスク管理を実施するために、グループCROを設置しています。

なお、傘下のグループ会社においても、業務の特性に応じたリスク管理体制を構築しています。(詳細は本編55ページ参照)。

## バーゼル規制への対応

バーゼルⅢは、平成20年から平成21年にかけての世界的な金融危機を教訓として、平成25年3月末より、国際的に活動する銀行の健全性を維持するために導入された規制枠組みであり、自己資本比率規制、レバレッジ比率規制、流動性規制から構成されます。SMFGでは、本邦での適用に基づき、各比率を算出しています。

また、金融安定理事会(FSB)は「グローバルなシステム上重要な銀行」(G-SIBs)を指定し、バケット1からバケット5に分類、これに対応して自己資本比率規制の更なる上乗せ(1.0%~3.5%)を義務付けています。SMFGは平成29年3月末現在、G-SIBs(バケット1)に指定されており、最低所要自己資本比率への上乗せ(1.0%)の段階的適用対象となっています。

なお、バーゼル銀行監督委員会では、リスク・アセット計算手法の見直しや所要自己資本の下限(いわゆる資本フロア)等の自己資本比率規制の見直しが引き続き議論されています。また、主要国・地域において独自の金融規制導入も検討されています。このような状況を受け、SMFGは国際金融規制動向をトップリスクとして選定し、今後も議論の動向をモニタリングし、影響度を分析の上、適切に対応してまいります。

また、金融機関に対する適切な規制見直しは、金融システムの安定に寄与する一方、過度な規制強化は金融機関の金融仲介機能を制約し、実体経済に悪影響を与える懸念があります。このため、SMFGでは、適切な規制枠組みを構築できるよう、関係当局や他金融機関等とも連携を図りながら、意見発信を行っています。

トップリスク	想定されるシナリオ
グローバルな政治・経済の動向	米国や欧州における政治の不透明感増大や中国・新興国の経済減速、資源価格の急変動等による世界経済の減速。
世界各地での地政学リスク(テロを含む)	朝鮮半島の地政学リスクの高まりや、国内外でのテロ発生等を受けた各国・地域経済の減速。
日本の金融政策・経済の動向	日本銀行がマイナス金利政策を深掘りすることによる金融機関収益の悪化。円高、外需低迷、市場環境の悪化等による日本経済の減速、財政不安の拡大。
国際金融規制の動向	国際規制厳格化による自己資本や流動性等の要件引上げ。主要国による独自規制の導入・強化等。
外貨調達環境の不安定化	外貨調達コストの上昇や大口外貨預金先の資金流出等といった環境変化による外貨調達の不安定化・非効率化。
法務・コンプライアンスにかかる不芳事態の発生	ミスコンダクト等を要因とした不芳事態が発生し、行政処分や罰金等の制裁を受け、レピュテーションが低下。
大口与信先の業況悪化等	大口与信先の業況悪化等による当社財務基盤の劣化。
戦略実現のための人材不足(人員数、専門スキル保有人材の不足等)	戦略・主要分野での人材確保や、多様性に富んだ十分な人材ポートフォリオの維持が困難となる。
サイバー攻撃による金融システムダウン	サイバー攻撃等により情報システムが停止・破壊され、業務継続が困難となる。
フィンテック等の新技術登場による競争環境変化	他業態の金融業への参入等から競争環境が激化し、当社の業務が大きく浸食されることによる収益の低下、または当社の業績を圧迫する対応コストの発生。
震災等の自然災害の発生	サプライチェーンの寸断、システムダウン等を受けて、取引先の経済活動が停滞。当社の店舗閉鎖やシステム障害等による収益への悪影響の発生。

(注)上記はSMFGが認識しているリスクの一部であり、上記以外のリスクによっても経営上、特に重大な悪影響が生ずる可能性があることにご留意ください。

## リスク・アセットの状況

バーゼルⅢの枠組みにおける平成29年3月末時点のリスク・アセットは平成28年3月末比4兆6,719億円増加の70兆6,835億円となりました。リスク・アセットの主な変動要因は、事業法人等向けの与信残高増加や株式・ファンドの時価上昇およびポジション増加(信用リスク)、トレーディング勘定のポジションの増加やマイナス金利等の市場変動を織り込む計量手法の変更(市場リスク)等であります。

### ■平成29年3月末時点のリスク・アセットの状況

(兆円)

	平成28年3月末	平成29年3月末	増減
信用リスク	61.2	64.4	+3.2
市場リスク	1.5	2.8	+1.3
オペレーショナルリスク	3.3	3.5	+0.2
合計	66.0	70.7	+4.7

## 信用リスク

### 1. 信用リスク管理の基本的な考え方

#### (1) 信用リスクの定義

信用リスクとは、「与信先の財務状況の悪化等のクレジットイベント(信用事由)に起因して、資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないし滅失し、損失を被るリスク」をいいます。

#### (2) 信用リスク管理の基本原則

SMFGでは、グループ会社とその業務特性に応じた信用リスクを統合的に管理すること、個別与信ならびに与信ポートフォリオ全体の信用リスクを定量的および経常的に管理・把握すること等の基本原則を定め、グループ全体の信用リスクの把握・管理を適切に行うとともに、管理体制の高度化を推進しています。

信用リスクは、SMFGが保有する最大のリスクであり、信用リスクの管理が不十分であると、リスクの顕在化に伴う多額の損失によりSMFGの経営に甚大な影響を及ぼしかねません。

信用リスク管理の目的は、このような事態を回避すべく、信用リスクを自己資本対比許容可能な範囲内にコントロールし、SMFG全体の資産の健全性を維持するとともに、リスクに見合った適正な収益を確保することによって、資本効率や資産効率の高い与信ポートフォリオを構築することにあります。

### (3) クレジットポリシー

SMFGでは、経営理念、行動規範を踏まえ与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「グループクレジットポリシー」を制定しています。広く役職員にこのグループクレジットポリシーの理解と遵守を促し、適切なリスクテイクを行う文化の創造を図るとともに、より付加価値の高い金融仲介サービスの提供により、株主価値の拡大や社会的貢献を果たしていくことを目指します。

### 2. 信用リスク管理の体制

SMFGでは、グループCROが「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、信用リスク管理の基本方針を毎年策定し管理しています。投融資企画部は、グループクレジットポリシー等の信用リスク関連規程の企画および管理、不良債権管理を含めた与信ポートフォリオ管理等、信用リスクの管理・運営を統括しています。また、グループ全体の与信ポートフォリオ等について協議する機関として「信用リスク委員会」を設置しています。

SMFGの中核銀行である三井住友銀行の信用リスク管理体制としては、リスク管理部門の投融資企画部が、クレジットポリシー、行内格付制度、与信権限規程・稟議規程の企画および管理、不良債権管理を含めた与信ポートフォリオ管理等、信用リスクの管理・運営を統括しています。信用リスク計量化(リスク資本、リスク・アセット)についても、リスク統括部と協働して銀行全体の信用リスク量の管理を行っています。また、部内室のCPM室は、クレジットデリバティブや貸出債権の売却等を通じて与信ポートフォリオの安定化を目指すアクティブ・ポートフォリオマネジメント機能を強化して、より高度なポートフォリオ管理の実現に努めています。

業務部門においては、部門内の各審査部が中心となって営業店とともに所管与信案件の審査、所管ポートフォリオの管理等を行っています。与信権限は、格付別の金額基準をベースとした体系とし、信用リスクの程度が大きい与信先・与信案件については審査部で重点的に審査・管理を行っています。融資管理部は、主に破綻懸念先以下に区分された問題債権を所管し、処理・再生策を立案、関連サービスであるSMBC債権回収の活用や債権売却の実施等により問題債権の効果的な圧縮に努めています。また、企業調査部は、産業・業界に関する調査や個別企業の調査等を通じ、主要与信先企業の実態把握、信用悪化懸念先の早期発見、成長企業の発掘等に努めています。

また、各部門から独立した監査部門が、資産内容の健全性や格付・自己査定 of 正確性、信用リスク管理態勢等の監査を行い、取締役会・経営会議等に監査結果の報告を行っています。

なお、機動的かつ適切なリスクコントロール、ならびに与信運営上の健全なガバナンス体制確保を目的とする協議機関として「信用リスク委員会」を設置しています。

### 3. 信用リスク管理の方法

#### (1) 信用リスク評価・信用リスク計量化

SMFGでは、個別与信あるいは与信ポートフォリオ全体の信用リスクを適切に管理するため、すべての与信に信用リスクが存在することを認識し、内部格付制度により与信先あるいは案件ごとの信用リスクの程度を適切に評価するとともに、信用リスクの計量化を行い、信用リスクを定量的に把握・管理しています。

##### ①内部格付制度

内部格付制度は、ポートフォリオの特性に応じた管理区分ごとに設けています。事業法人等宛与信に付与する格付には、与信先の債務履行の確実性を示す指標である「債務者格付」と、「債務者格付」をもとに案件ごとの保証、与信期間、担保等の取引条件を勘案した与信の回収の確実性を示す指標である「案件格付」があります。「債務者格付」は、取引先の決算書等のデータを格付モデルにあてはめて判定

した「財務格付」を出発点として、実態バランスシートや定性的な評価を反映して判定します。与信先が海外の場合には、各国の政治経済情勢、国際収支・対外債務負担状況等の分析に基づき国別の信用力の程度を評価した「カントリートランク」も考慮します。なお、自己査定 of 債務者区分と格付体系は整合性を確保しています。

「債務者格付」および「案件格付」の見直しは年1回定期的に行うほか、信用状況の変動等に応じ、都度行っています。個人向けローンやプロジェクトファイナンス等のストラクチャードファイナンスには、それぞれの特性に応じた格付制度があります。

内部格付制度は投融資企画部が一元的に管理し、格付制度の設計・運用・監督および検証を適切に実施しています。格付制度の検証においては、予め定めた手続(統計的な検定を含む)に基づき、格付制度の有効性、妥当性を、主要な資産について年1回評価しています。

##### ②信用リスク計量化

信用リスクの計量化とは、与信先におけるデフォルトの可能性の程度に加え、特定の与信先・業種等へのリスク集中状況、不動産・有価証券等の担保価格の変動等が損失額に与える影響も勘案の上、与信ポートフォリオあるいは個別与信の信用リスクの程度を推量することをいいます。

具体的には、まず、債務者ごと、与信案件ごとに過去のデータの蓄積(データベースの構築)を行い、格付別デ

#### ■三井住友銀行の債務者格付体系

債務者格付	定義	自己査定 債務者区分	金融再生法 開示債権区分
1	債務履行の確実性は極めて高い水準にある。	正常先	正常債権
2	債務履行の確実性は高い水準にある。		
3	債務履行の確実性は十分にある。		
4	債務履行の確実性は認められるが、将来景気動向、業界環境等が大きく変化した場合、その影響を受ける可能性がある。		
5	債務履行の確実性は当面問題ないが、先行き十分とはいえず、景気動向、業界環境等が変化した場合、その影響を受ける可能性がある。		
6	債務履行は現在のところ問題ないが、業況、財務内容に不安な要素があり、将来債務履行に問題が発生する懸念がある。		
7	貸出条件、履行状況に問題、業況低調ないしは不安定、財務内容に問題等、今後の管理に注意を要する。 要注意先のうち要管理債権を有する先	要注意先 要管理先	要管理債権
8	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる。	破綻懸念先	危険債権
9	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められる等、実質的に経営破綻に陥っている。	実質破綻先	破産更生債権 およびこれらに 準ずる債権
10	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している。	破綻先	

フォルト確率(PD)、デフォルト時損失率(LGD)、個社間の信用力相関等のパラメータを設定します。そして、これらのパラメータに基づき、同時デフォルト発生のシナリオを作成し、損失発生シミュレーションを行うことにより最大損失額を推定しています(モンテカルロ・シミュレーション法)。この計量結果に基づきリスク資本の配分を行っています。

さらにポートフォリオの集中リスクの把握や景気変動に対するシミュレーション(ストレステスト)等のリスク計量も実施し、業務計画の策定から個別与信のリスク評価の基準まで幅広く業務の運営に活用しています。

## (2) 個別与信管理の枠組み

SMFGでは、適切な融資審査および期中モニタリングを通じて、健全なポートフォリオの構築と維持に努めています。SMFGの中核銀行である三井住友銀行における個別与信管理の枠組みは以下の通りとなっています。

### ① 融資審査

三井住友銀行では、法人のお客さまへの融資にあたっては、まず、返済能力や成長性を見極めるため、キャッシュフロー分析等の財務分析をはじめ、業界の動向、技術開発力や商品等の競争優位性、経営管理能力等、総合的に評価を行った上で、貸出案件ごとの資金使途、返済計画等の妥当性を検証することにより、的確かつ厳正に与信判断するよう努めています。

また、お客さまにとって、資金使途等に応じた貸出の条件や審査の判断基準が分かりやすいものとなるように努め

るとともに、融資条件が明確になるようにコビナンツの利用等を進めています。

さらに、中小企業を中心にお客さまの資金ニーズに積極的かつ迅速に対応するために、中小企業専用の信用リスク評価モデル等を活用して審査プロセスを定型化し、「ビジネスセレクトローン」等を効率的に推進する体制の整備に努めています。

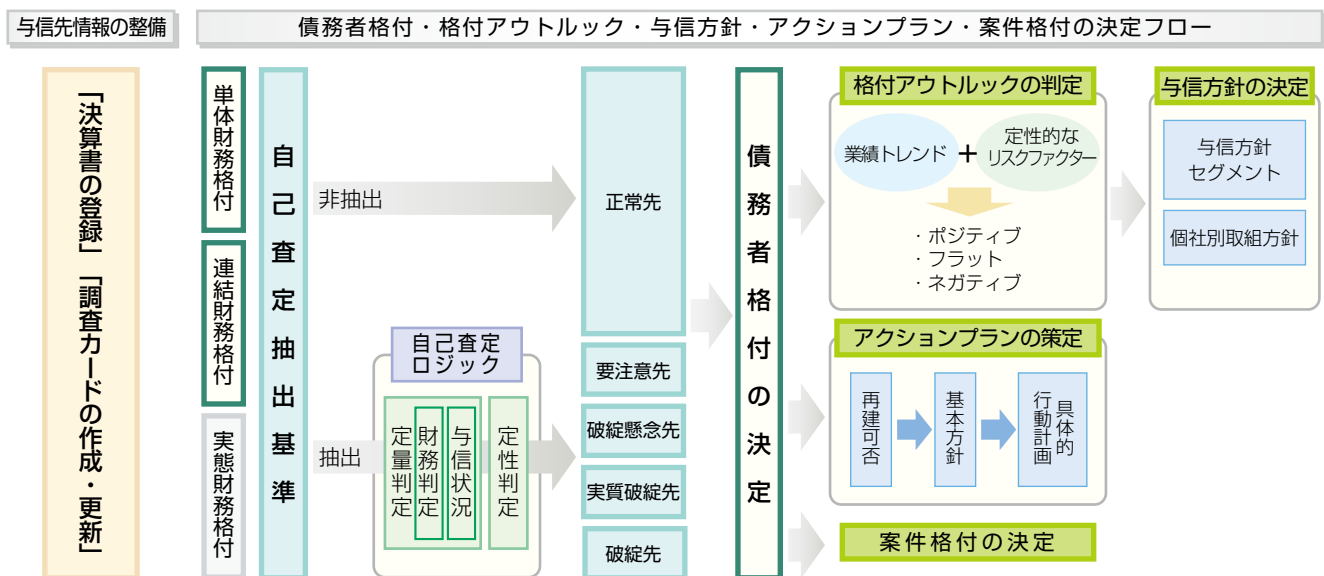
個人のお客さまへの住宅ローンの融資にあたっては、長年、行内に蓄積された与信データの分析に基づき構築した審査モデルを利用して与信判断を行っています。モデルを利用して合理的な与信判断を効率的に行うことにより、お客さまへの迅速な回答とともに、貸倒リスクのコントロールや柔軟な金利設定を可能としています。

また、アパート経営等の事業を営まれる個人のお客さまへの融資にあたっては、事業収入予測を踏まえたリスク評価モデルを用いて、的確な与信判断を行うとともに、事業計画見直しのアドバイス等も行っています。

### ② 債務者モニタリング

三井住友銀行では、融資案件の審査に加えて、「債務者モニタリング制度」に基づき経常的に与信先の実態把握を行い、格付・自己査定・与信方針等を見直すことで、与信実行後の問題発生の兆候をいち早く捉え、早期の適切な対応に努めています。具体的には、与信先から新しい決算書を入手した段階で定期的に行う「決算モニタリング」と、信用状況・与信状況の変動等に応じて都度行う「経常モニタリング」を下図のプロセスにて実施しています。

## ■三井住友銀行の債務者モニタリング制度





### (3) 与信ポートフォリオ管理の枠組み

SMFGでは、個別与信の管理に加え、与信ポートフォリオとしての健全性と収益性の中長期的な維持・改善を図るため、以下を基本的な方針とした管理を行っています。

#### ①自己資本の範囲内での適切なリスクコントロール

自己資本対比許容可能な範囲内でリスクテイクするため、各事業部門のリスクアペタイト、ポートフォリオ計画を踏まえた上で、内部管理上の信用リスク資本の限度枠として「SMFG信用リスク資本極度」を設定しています。

#### ②集中リスクの抑制

与信集中リスクは、顕在化した場合にSMFGの自己資本を大きく毀損させる可能性があることから、業種別与信の管理、大口与信先・グループに対する与信上限基準値の設定や重点的なローンレビューの実施等を行っています。

また、国別の信用力の評価に基づき、国別の与信枠を設定しカントリーリスクの管理を実施しています。

#### ③企業実態把握の強化とリスクに見合ったリターンの確保

企業を取り巻く環境の急激な変化等を背景として、企業実態をきめ細かく把握し、信用リスクに見合った適正なリターンを確保することを与信業務の大原則とし、信用コスト・資本コスト・経費控除後収益の改善に取り組んでいます。

#### ④問題債権の発生の抑制・圧縮

問題債権および今後問題が顕在化する懸念のある債権については、ローンレビュー等により対応方針・アクションプランを明確化した上で、劣化防止・正常化支援、回収・保全強化策の実施等、早期対応に努めています。

#### ⑤アクティブ・ポートフォリオマネジメントへの取組

クレジットデリバティブや貸出債権売却等により与信ポートフォリオの安定化を目指した機動的なポートフォリオコントロールに積極的に取り組んでいます。

### (4) 自己査定、償却・引当、不良債権開示

#### ①自己査定

資産の健全性を確保し、適正な償却・引当を行うための準備作業である自己査定は、保有する資産を個別に検討してその安全性・確実性を判定するものです。具体的には、各取引先の状況に応じて「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5つの債務者区分に分け、さらに各取引先の担保・保証条件等を勘案して、債権回収の危険性または価値毀損の危険性の度合いに応じてⅠ～Ⅳの区分に分類しています。

SMFGの中核銀行である三井住友銀行では、金融庁の金融検査マニュアルおよび日本公認会計士協会の実務指針等を踏まえた自己査定基準に基づき、厳格な自己査定を行っています。この自己査定手続は、与信先の債務履行の確実性を示す指標である債務者格付の下位格付を決定するプロセスとして位置付けており、自己査定の債務者区分と格付体系を整合させています。また、SMFG全体の信用リスク管理を強化する観点から、連結対象各社においても、原則として三井住友銀行と同様に自己査定を実施しています。

#### 債務者区分定義

正常先	業況良好かつ財務内容に特段の問題がないと認められる債務者
要注意先	今後の管理に注意を要する債務者
破綻懸念先	今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

#### 分類定義

I分類 (非分類)	回収の危険性または価値の毀損の危険性に問題がない資産
II分類	回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権等の資産
III分類	最終的な回収可能性または価値について重大な懸念があり、損失の発生の可能性が高い資産
IV分類	回収不能または無価値と判定される資産

## ②償却・引当

償却とは、債権が回収不能となった場合、または債権が回収不能と見込まれる場合に、その債権について会計上損失処理を行うことです。償却には、回収不能額をバランスシートの資産項目から引き落とし損失処理を行う「直接償却」と回収不能見込額を資産の控除項目の貸倒引当金に計上することにより損失処理を行う「間接償却」があり、この間接償却のことを一般的に引当処理といっています。

SMFGの中核銀行である三井住友銀行では、自己査定に基づいて決定された債務者区分ごとに償却・引当基準を定めており、その手順の概要は以下の通りとなっています。また、SMFG全体の信用リスク管理を強化する観点から、連結対象各社においても、原則として三井住友銀行と同様な償却・引当基準を採用しています。

三井住友銀行の償却・引当基準	
正常先	格付ごとに過去の倒産確率に基づき今後1年間の予想損失額を一般貸倒引当金(注1)に計上。
要注意先	貸倒リスクに応じてグループ分け*を行い、グループごとに過去の倒産確率に基づき、将来の予想損失額を一般貸倒引当金(注1)に計上。また、大口要管理先を主体としてDCF法も導入。 *グループ分けは、「要管理先債権」と「その他の要注意先債権」に区分し、後者をさらに財務内容や与信状況等を勘案して細分化。
破綻懸念先	個々の債務者ごとに分類されたⅢ分類(担保・保証等により回収が見込まれる部分以外)のうち必要額を算定し個別貸倒引当金(注2)を計上。なお、大口先で、かつ、合理的なキャッシュフローの見積りが可能な先を主体としてDCF法も導入。
破綻先・実質破綻先	個々の債務者ごとに分類されたⅣ分類(回収不能または無価値と判定される部分)の全額を原則直接償却し、Ⅲ分類の全額について個別貸倒引当金(注2)を計上。
(注1)一般貸倒引当金	貸金等債権を個別に特定せず、貸出債権一般に内在する回収不能リスクに対する引当を行うもの。
(注2)個別貸倒引当金	その全部または一部につき回収の見込がないと認められる債権(個別に評価する債権)に対する引当を行うもの。

※ディスカウント・キャッシュフロー(DCF)法とは

三井住友銀行は、要管理先・破綻懸念先の大口先を主体として、ディスカウント・キャッシュフロー(割引現在価値=DCF)法を採用しています。DCF法とは、債権の元本の回収および利息の受け取りにかかるキャッシュフローを合理的に見積もることができる債権について、「当該キャッシュフローを当初の約定利率、または取得当初の実効利子率で割り引いた金額」と「債権の帳簿価額」との差額に相当する金額を貸倒引当金として計上する方法のことをいいます。このDCF法は、より個別性が高いという点において優れた手法である一方、その引当金額は、債務者の再建計画等に基づいた将来キャッシュフローの見積りのほか、割引率や倒産確率等、DCF法を採用する上での基礎数値に左右されることから、三井住友銀行では、その時点における最善の見積りを行うよう努めています。

## ③不良債権開示

不良債権とは、銀行が保有する貸出金等の債権のうち、元本または利息の回収に懸念があるものを指します。不良債権の開示にあたっては、銀行法に基づくもの(リスク管理債権)と金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づくもの(金融再生法開示債権)があり、自己査定に基づいて決定された債務者区分にしたがって開示区分が決定されます。なお、平成29年3月末の自己査定、償却・引当、不良債権開示の結果は236ページの通りとなっています。

## 4. 市場性信用取引のリスク管理

ファンドに対する出資や証券化商品、クレジットデリバティブ等、間接的に社債や貸付債権等の資産(裏付資産)のリスクを保有する商品については、市場で売買されることから、裏付資産の信用リスクとともに、市場リスク・流動性リスクを併せ持つ商品であると認識しています。

こうした商品に関しては、裏付資産の特性を詳細に分析・評価して信用リスクの管理を行う一方、当該商品の市場リスク等については、市場リスク・流動性リスク管理の体制のなかで、網羅的に管理しています。

また、それぞれのリスク特性に応じ各種ガイドラインを設定し、損失を被るリスクを適切に管理しています。

## 市場リスク・流動性リスク

### 1. 市場リスク・流動性リスク管理の基本的な考え方

#### (1) 市場リスク・流動性リスクの定義

市場リスクとは、「金利・為替・株式等の相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を被るリスク」をいいます。

流動性リスクとは、「運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、決済に必要な資金調達に支障をきたしたり、通常より著しく高い金利での調達を余儀なくされるリスク」をいいます。

#### (2) 市場リスク・流動性リスク管理の基本原則

SMFGでは、リスク許容量の上限を設定し定量的な管理をすること、リスク管理プロセスに透明性を確保すること、フロント・ミドル・バックの組織的な分離を行い、実効性の高い相互牽制機能を確認すること等を基本原則とし、グループ全体の市場リスク・流動性リスク管理の一層の向上に取り組んでいます。

### 2. 市場リスク・流動性リスク管理の体制

SMFGでは、グループ経営会議で決定する「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、市場リスク・流動性リスク管理の基本方針、リスク枠等の重要な事項を決定し管理しています。また、原則年4回開催されるALM会議にて、市場リスク・流動性リスク管理の状況報告およびALM運営方針の審議等を行い、市場取引を行う各事業部門から独立したリスク統括部が市場リスク・流動性リスクを一元管理する体制を構築しています。同部は、リスク状況をモニターするとともに、定期的にグループ経営会議および取締役会等に報告を行っています。さらに、SMFGの中核銀行である三井住友銀行では、月次でALM委員会を開催し、市場リスク・流動性リスクの枠遵守状況の報告、およびALM運営方針の審議等を行っています。

なお、これらのリスク管理態勢については独立した監査部が定例的に内部監査を実施し検証しています。

### 3. 市場リスク・流動性リスク管理の方法

#### (1) 市場リスク管理

市場リスクについては、自己資本等の経営体力を勘案して定める「リスク資本極度」の範囲内で、市場取引に関する業務運営方針等に基づきVaRや損失額の上限值を設定、管理しています。

市場リスクを要因別に見ると、為替変動リスク、金利変動リスク、株価変動リスク、オプションリスク等に分類できます。これらのリスクカテゴリーごとにBPV等、各商品のリスク管理に適した指標を統合的なリスク指標であるVaRと併用してきめ細かなリスク管理を行っています。

なお、金利変動リスクは、要求払預金(当座預金や普通預金等預金者の要求によって随時払い出される預金)の満期の認識方法や、定期預金および消費者ローンの期限前解約の推定方法によって大きく異なります。SMFGの中核銀行である三井住友銀行では、要求払預金のうち長期間滞留すると見込まれる預金を最長5年(平均期間2.5年)の取引として認識し、管理しています。また、定期預金および消費者ローンの期限前解約に関しては、過去のデータを用いて期限前解約率を推定し、管理しています。

#### ①市場リスクの状況

##### ア.トレーディング業務

トレーディング業務とは、市場価格の短期的な変動や市場間の価格差等を利用して利益を得る市場業務です。SMFGでは、VaR等を用いてトレーディング業務の市場リスクを日次で把握・管理しています。

平成28年度のトレーディング業務におけるVaRの状況は次表の通りです。平成28年4月の内部モデル変更およびポジションの増加により、SMFG全体のVaRは増加しています。

#### ■トレーディング業務におけるVaRの状況

(単位：億円)

	平成28年度					平成28年3月末
	平成29年3月末	平成28年9月末	最大	最小	平均	
三井住友フィナンシャルグループ連結	236	189	340	131	214	110
うち金利	167	145	279	103	161	81
うち為替	16	15	39	12	19	11
うち株式、コモディティ等	59	41	83	23	48	25
三井住友銀行連結	39	184	226	39	118	104
三井住友銀行単体	21	20	64	18	31	13

(注)保有期間1日、片側信頼区間99.0%のVaRを、観測期間4年間のヒストリカル・シミュレーション法により日次で算出しています。

イ. バンキング業務

バンキング業務とは、資産(資金、債券等)、負債(預金等)にかかる金利・期間等のコントロールを通じて利益を得る市場業務です。SMFGでは、トレーディング業務と同様に、VaR等を用いてバンキング業務の市場リスクを日次で把

握・管理しています。

平成28年度のバンキング業務におけるVaRの状況は次表の通りです。平成28年4月の内部モデル変更および株式等のポジションの増加により、SMFG全体のVaRは増加しています。

■バンキング業務におけるVaRの状況

(単位：億円)

	平成28年度					平成28年3月末
	平成29年3月末	平成28年9月末	最大	最小	平均	
三井住友フィナンシャルグループ連結	474	481	532	402	461	340
うち金利	306	318	373	264	300	187
うち株式等	343	336	389	248	322	275
三井住友銀行連結	441	449	499	378	430	336
三井住友銀行単体	364	374	426	308	358	290

(注)1. 保有期間1日、片側信頼区間99.0%のVaRを、観測期間4年間のヒストリカル・シミュレーション法により日次で算出しています。  
2. 株式等の中に政策保有株式は含まれておりません。

②市場リスク量の計測モデル

ア. モデルの前提と限界

SMFGの内部モデル(VaRモデル)は、過去のデータに基づいた市場変動のシナリオを作成し、損益変動シミュレーションを行うことにより最大損失額を推定する手法(ヒストリカル・シミュレーション法)を採用しており、その有効性はバック・テストにて検証しています。

ただし、これには過去に生じたことのない大きな相場変動を捕捉できないという限界があるため、ストレステストにて補完しています。

なお、このSMFGで使用している内部モデルは、定期的に監査法人の監査を受け、適正と評価されています。

イ. 有効性検証手続

(ア)有効性検証手続の概要

SMFGでは、内部モデルの有効性検証手続として、バック・テストを実施しています。具体的には、適切にVaRが計測されていることやリスク資本管理の十分性確認を目的として、内部モデルにより算出されたVaRと対象ポートフォリオの損失を日次で比較しています。

(イ)バック・テストの状況

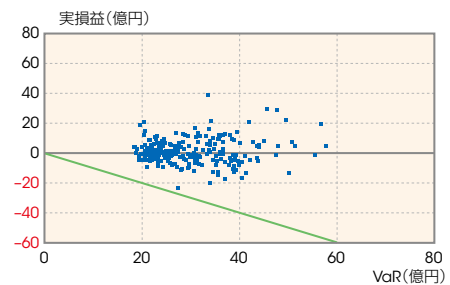
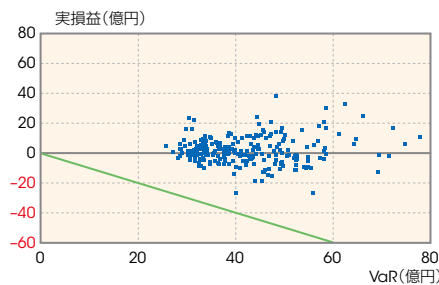
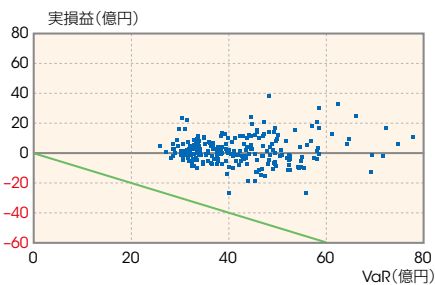
平成28年度のトレーディングのバック・テストの状況は以下の通りです。グラフ上の斜めに走る線よりも点がある場合は、当日、VaRを上回る損失が発生したことを表しますが、その回数は0回であり、SMFGのVaRモデル(片側信頼区間99.0%)が十分な精度を有しているものと考えられます。

■バック・テストの状況(トレーディング)

三井住友フィナンシャルグループ連結

三井住友銀行連結

三井住友銀行単体





### ウ. 代用の計測指標

SMFGでは、代用の計測手法として、観測期間等モデルの前提を変更した場合のVaRを用いています。

### エ. 平成27年度からのモデルの変更

平成27年度のバック・テストングにおいてVaRを損失が上回る事象が複数回あったこと、および、モデルが市場変動を十分に捉えにくくなってきたことを踏まえ、リスクファクターの精緻化等を平成28年度初めに実施しました。その結果、上記イの通り、変更後のモデルに対するバック・テストングの結果は改善しています。

### ③ ストレステストの実施

市場は時に予想を超えた変動を起こすことがあります。このため、市場リスク管理においては、金融市場における不測の事態を想定したシミュレーション(ストレステスト)も重要です。SMFGでは、様々なシナリオに基づくストレステストを定期的に行い、不測の事態に備えています。

### ④ アウトライヤー基準

金利ショック下でのバンキング勘定の経済価値低下額が、総自己資本の額の20%を超える場合、バーゼル規制第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)における監督上の基準である「アウトライヤー基準」に該当することになります。

平成29年3月末の経済価値低下額は、総自己資本の額の1%台であり、基準の20%を大きく下回る水準となっています。

### ■ アウトライヤー基準のシナリオに基づく経済価値低下額(注)

(単位: 億円)

	三井住友銀行連結		三井住友銀行単体	
	平成28年3月	平成29年3月	平成28年3月	平成29年3月
合計	2,082	1,505	1,866	1,188
うち円金利影響	412	772	370	751
うちドル金利影響	1,098	508	996	280
うちユーロ金利影響	401	88	387	67
総自己資本の額に対する割合	2.0%	1.5%	1.8%	1.2%

(注)「経済価値低下額」は、保有期間1年、観測期間5年で計測される信頼区間99.0%の金利ショックによって計算される現在価値の低下額です。

### ⑤ 政策保有株式の管理

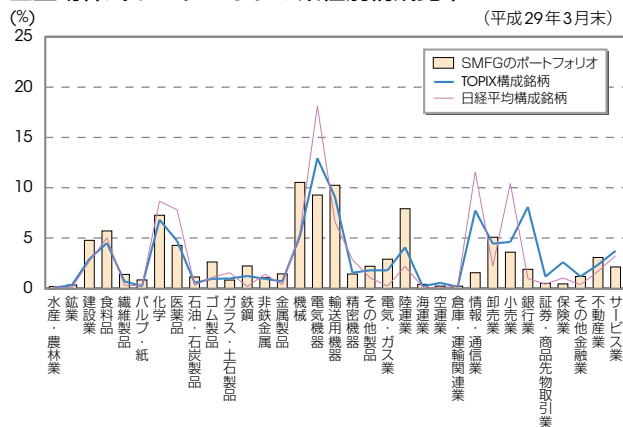
SMFGでは、株価変動リスクを適切に管理するため、政策保有株式に対してリスクの許容量に上限を設定し、遵守状況を管理しています。具体的には、過去の市場変動データに基づく損益変動シミュレーションにより算出したVaR(保有期間1年)と、期初からの時価変動額の合計をリスク資本極度管理の対象とし、日次でモニタリングを実施しています。

また、大幅な株価下落をもたらすストレス環境下においても、十分に金融仲介機能を発揮できる財務基盤を確保する観点から、株価下落が資本に与える影響を縮減するため、政策保有株式の削減計画を策定しています。具体的には、平成27年9月末を起点に、まずは5年程度で保有株式\*1簿価の普通株式等Tier1\*2に占める割合を28%から14%までの半減に目途をつけるべく、残高削減に取り組んでいます。

\*1 グループで保有する国内上場株式

\*2 バーゼルⅢ完全実施基準、その他有価証券評価差額金を除く

### ■ 上場株式ポートフォリオ業種別構成比率



## (2) 流動性リスク管理

SMFGでは、流動性リスクについても重要なリスクの一つとして認識しており、「資金ギャップに対する上限値の設定」「流動性補完の確保」および「コンティンジェンシープランの策定」の枠組みで流動性リスクを管理しています。

資金ギャップとは、運用・調達のミスマッチから発生する、今後必要となる資金調達額であり、同額に対して上限値を設定し、短期の資金調達への過度の依存を回避することで、適正な資金流動性の管理を行っています。上限値は、調達状況、資金繰り計画、外部環境、各国通貨の特性等を勘案し、各グループ会社および拠点別に設定しているほか、必要に応じ通貨別に上限値を定める等きめ細かな管理を行っています。なお、上限値の遵守状況は日次でモニタリングしています。

また、預金流出やマネーマーケットからの調達困難といった状況を想定したストレステストを定期的を実施し、流動性リスク顕在化時に必要となる資金調達額を把握・管理しているほか、取ろうとするリスクの水準等を定量的に表した指標(LCR等)のモニタリングも実施しています。さらに、三井住友銀行では、流動性リスク顕在化を早期かつ体系的に検知するために設置された早期警戒指標に基づく定量的な予兆管理を行っています。その上で、万一の市場混乱時にも資金調達に支障をきたさないよう、流動性補完として、米国債等の即時に資金化が可能な資産の保有や緊急時借り入れ枠の設定等により、資金流動性維持のための調達手段を確保しています。

加えて、想定される状況(平常時・懸念時・危機時)と、その状況に応じた、資金ギャップに対する上限値の圧縮等の具体的なアクションプランを取りまとめたコンティンジェンシープランを各グループ会社にて策定しています。

## オペレーショナルリスク

### 1. オペレーショナルリスク管理の基本的な考え方

#### (1) オペレーショナルリスクの定義

オペレーショナルリスクとは、「内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失にかかるリスク」をいいます。具体的には、事務リスク、システムリスクのほか、法務リスク、人事リスク、レピュテーション

リスク、有形資産リスクといったリスクも管理の対象としており、バーゼル規制で定める「①内部の不正」「②外部からの不正」「③労務慣行および職場の安全」「④顧客、商品および取引慣行」「⑤有形資産に対する損傷」「⑥事業活動の中断およびシステム障害」「⑦注文等の執行、送達およびプロセスの管理」の7つの損失事象の種類(以下、イベントタイプ)を網羅するものです。

カテゴリー(※)	定義	所管部署
オペレーショナルリスク	内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失にかかるリスク	リスク統括部
事務リスク	役職員が正確な事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク	事務統括部
システムリスク	情報システム構築時の経営戦略との乖離、適用する技術の不整合、開発計画の変更・遅延等によるリスク、およびサイバー攻撃が原因の場合を含めたシステムのダウン・誤動作・不備・不正利用(不正な変更、破壊、複写および情報漏洩)により、損失を被るリスク	IT企画部
法務リスク	法令諸規則違反による罰金や過料、課徴金等、または、契約違反や法的検討が不十分なことによる損害賠償等の損失が発生するリスク	総務部
人事リスク	不適切な労務慣行・職場の安全環境、差別的行為、人材の流出・喪失や士気の低下等により、損失を被るリスク	人事部
レピュテーションリスク	事実とは異なる風説・風評の流布、または、現実生じた各種のリスク事象の報道等の結果、評判が悪化することにより、損失を被るリスク	総務部 広報部
有形資産リスク	災害、資産管理の瑕疵等の結果、有形資産の毀損や業務環境等の質の低下等により、損失を被るリスク	管理部

#### (※)オペレーショナルリスクのサブリスクカテゴリーの精緻化

非財務リスクを含めたリスク管理の実効性の向上のため、オペレーショナルリスクのサブリスクカテゴリーのうち、「法務リスク」「人事リスク」「レピュテーションリスク」「有形資産リスク」について、定義と所管部署を明確化しました。

## (2) オペレーショナルリスク管理の基本原則

SMFGでは、グループ全体のオペレーショナルリスクの管理を行うに際しての基本的事項を定めた「オペレーショナルリスク管理規程」を制定した上で、重要なリスクの認識・評価・コントロール・モニタリングのための効果的なフレームワークを整備すること、リスクの顕在化に備え事故処理態勢・緊急時態勢を整備すること等を基本原則とし、グループ全体のオペレーショナルリスク管理の向上に取り組んでいます。また、バーゼル規制の枠組みを踏まえ、オペレーショナルリスクの計量化、およびグループ全体の管理の高度化に継続的に取り組んでいます。

## 2. オペレーショナルリスク管理の体制

各グループ会社では、SMFGが定める「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、オペレーショナルリスク管理の体制を整備しています。

SMFGでは、オペレーショナルリスク管理の基本方針等の重要な事項については、グループ経営会議で決定の上、取締役会で承認を得る体制としています。また、リスク統括部が、オペレーショナルリスク管理全般を統括する部署として、事務リスク、システムリスク等の管理担当部署とともに、オペレーショナルリスクを総合的に管理する体制をとっています。

概要としては、各グループ会社で発生した内部損失データの収集および分析を行うほか、定期的に、先進的計測手法を適用する各社で、その業務プロセス等から網羅的にオペレーショナルリスクを伴うシナリオを特定した上で、各シナリオの損失の額および発生頻度の推計を行っています。また、各シナリオに対してリスク量を評価し、リスク量の高いシナリオについてはリスク削減計画を策定し、リスク統括部で、そのリスク削減計画の実施状況をフォローアップしています。さらに、収集した内部損失データやシナリオ等を用いて、オペレーショナルリスクの計量化を行い、定量的な管理を行っています。

こうした内部損失データの発生状況、シナリオのリスク量、およびリスク削減状況等については、定期的にグループCROに報告するほか、SMFG内の部門横断的な組織である「リスク管理委員会」においてリスク削減策等の協議を行う等、リスク管理の実効性を確保しています。さらに、これらのオペレーショナルリスク管理態勢については、SMFG内の独立した監査部が定期的に内部監査を実施し、検証を行っています。

## 3. オペレーショナルリスク管理の方法

前述の定義の通り、オペレーショナルリスクは、業務上のミスやシステム障害、災害による損失等、その範囲が広く、また、どこにでも発生する可能性があるリスクであるため、その管理にあたっては、重要なオペレーショナルリスクを見落としていないかを監視し、全体の状況を俯瞰して管理しています。このためには、オペレーショナルリスクとしての共通の枠組みによって計量化し、業務における潜在的なオペレーショナルリスクの所在やその増減を網羅的に把握し、管理することが求められ、また、内部管理上は、リスク削減策を実施することでオペレーショナルリスクが数値的にも削減されるような計量化手法であることが求められます。

SMFGでは、平成20年3月末基準以降、オペレーショナル・リスク相当額の算出において、バーゼル規制で定める先進的計測手法を採用するとともにオペレーショナルリスク管理に活用しています。

具体的には、内部損失データおよびシナリオ分析結果を計量化モデルに投入し、オペレーショナル・リスク相当額およびリスク・アセットを算出しています。また、外部損失データ、業務環境要因および内部統制要因をシナリオの評価の検証に使用することで、その客観性・正確性・網羅性を確保しています。

計量化モデルでは、内部損失データおよびシナリオ分析結果から、損失頻度分布および損失規模分布を生成し、当該損失頻度分布(1年間の損失件数に関する分布)と損失規模分布(1件当たりの損失額に関する分布)から、モンテカルロ・シミュレーション法により損失件数と損失額を様々なバリエーションで掛け合わせて損失分布を生成し、片側99.9%の信頼区間、保有期間1年として予想される最大のオペレーショナルリスク損失額を算出しています。コンシューマーファイナンス業の一部子会社にかかる利息返還損失については、最大のオペレーショナルリスク損失額から期待損失を除いた額をオペレーショナル・リスク相当額としています。

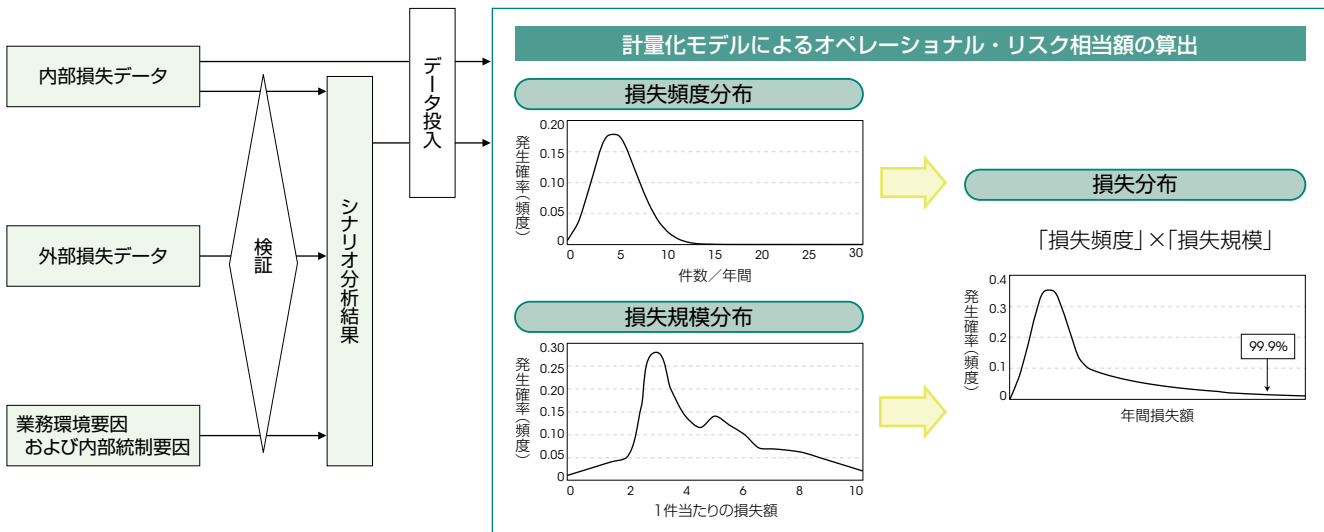
「有形資産に対する損傷」のうち、地震による被害については、日本各地の地震の発生見込と各地震が発生した場合の損失金額の分布を組み合わせることで、オペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

計量単位は、SMFG連結、三井住友銀行連結、三井住友銀行単体とし、先進的計測手法によるオペレーショナル・リスク相当額は、パーゼル規制で定める7つのイベントタイプごとに算出したリスク量と、地震による有形資産の損傷に関するリスク量を単純合算することで算出しています。ただし、SMFG連結においては、上記に利息返還損失に関するリスク量を加えて計量を行っています。なお、計

量化モデルについての事前・事後の定例検証の枠組みを導入することにより、その計測精度を確保しています。

また、先進的計測手法の適用先以外のグループ会社のオペレーショナル・リスク相当額については基礎的手法で算出し、これらを先進的計測手法によるオペレーショナル・リスク相当額と合計して、SMFG連結、三井住友銀行連結のオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

■オペレーショナルリスク計量化の基本的枠組み



4. 事務リスクの管理

事務リスクとは、「役職員が正確な事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク」をいいます。

SMFGでは、事務リスク管理を統括する機能を有する部署を明確にし、各グループ会社に所在する事務リスクを管理する体制を構築すること、自店検査制度を整備すること、コンティンジェンシープランを策定し、事務リスク顕在化による損失を最小限にすること、定量的な管理を行うこと等を基本原則とし、グループ全体の事務リスク管理の高度化を推進しています。

事務リスク管理の基本方針等の重要な事項については、グループ経営会議で決定の上、取締役会の承認を得る体制としています。また、事務リスク管理状況を定期的かつ必要に応じてグループ経営会議や取締役会に報告する等、お客さまに対して高品質な事務サービスを提供できる体制の整備を進めています。

各グループ会社においても「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、事務に関する規程等の整備や事務処理のシステム化、本部による事務指導、事務処理状況の点検等を通じて適正な事務の遂行に取り組んでいます。



## 5. システムリスクの管理

システムリスクとは、「情報システム構築時の経営戦略との乖離、適用する技術の不整合、開発計画の変更・遅延等によるリスク、およびサイバー攻撃が原因の場合を含めたシステムのダウン・誤動作・不備・不正利用(不正な変更、破壊、複写および情報漏洩)により、損失を被るリスク」をいいます。

SMFGでは、情報技術革新を踏まえ経営戦略の一環としてシステムを捉えること、セキュリティーポリシーをはじめとした各種規程や具体的な管理基準を定めシステムリスクの極小化を図ること、またコンティンジェンシープランを策定し、顕在化したシステムリスクに対しても損失を最小限に抑えることを基本原則とし、システムリスク管理態勢を整備し、適切なリスク管理を実施しています。

また、近年、世界中で発生しているサイバー攻撃の高度化・多様化、ならびに、攻撃を受けて被害が発生した場合の社会的影響の拡大や風評・格付け低下リスクの高まりを踏まえ、ガバナンス、攻撃の特定・防御・検知による技術的対策、攻撃発生時の対応体制といったサイバーセキュリティ管理態勢を継続的に強化しています。

さらに、様々な新しいテクノロジーを積極的に取り入れ、お客さまの利便性向上や新規ビジネスの創造、生産性向上・効率化や経営インフラの高度化等、あらゆる分野でデジタルライゼーションを推進していくなかで想定されるリスクに対しても管理態勢を整備してまいります。

三井住友銀行では具体的な管理運営方法として、金融庁の金融検査マニュアル・公益財団法人金融情報システムセンター(FISC)の安全対策基準等を参考にリスク評価を実施し、リスク評価結果をもとに安全対策を強化しています。銀行のシステム障害によって引き起こされる社会的影響は大きく、また、IT技術の進展や事業分野の拡大等によりシステムを取り巻くリスクが多様化していること等を踏まえ、情報システムにおいては、安定的な稼働を維持するためのメンテナンス、各種システム・インフラの二重化、東西コンピュータセンターによる災害対策システムの設置等の障害発生防止策を講じています。また、お客さまのプライバシー保護や情報漏洩防止のために、重要な情報の暗号化や外部からの不正アクセスを排除する対策を実施する等、万全を期しています。さらに、不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを作成し、必要に応じ訓練を実施する等、万が一の緊急時に備えています。

## 用語説明

### ALM

Asset Liability Managementの略。  
市場リスク(金利、為替等)を適切にコントロールし、資産と負債を総合的に管理する手法。

### BPV

Basis Point Valueの略。  
金利が0.01%上昇したときの、金融商品の現在価値の変化額。

### LGD

Loss Given Defaultの略。  
債務者がデフォルトした場合に想定される損失率。デフォルト時の債権額に対する回収不能額の割合。

### PD

Probability of Defaultの略。  
1年の間に債務者がデフォルトする確率。

### VaR

Value at Riskの略。  
金融資産ポートフォリオを一定期間保有した際、ある一定の確率で発生する予想最大損失額。

### アウトライヤー基準

バーゼル規制第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)の中で定められた銀行行動の金利リスクのモニタリング基準。

### 裏付資産

証券化エクスポージャー等にかかる元利金の支払の源泉となる資産の総称。

### オペレーショナル・リスク相当額

バーゼル規制上、オペレーショナルリスクに賦課される所要資本額。

### 基礎的手法(BIA)

The Basic Indicator Approach。  
金融機関全体の粗利益に一定の掛け目(15%)を乗じて得た額の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とする手法。

### 現在価値

将来の価値を、金利やリスクの高さを勘案し、現在の価値に割引評価したもの。

### 信用コスト

今後1年間に平均的に発生が見込まれる損失。

### 先進的計測手法(AMA)

Advanced Measurement Approaches。  
金融機関の内部管理において用いられるオペレーショナルリスク計測手法に基づき、片側99.9%の信頼区間で、期間を1年間として予想される最大のオペレーショナルリスク損失の額に相当する額をオペレーショナル・リスク相当額とする手法。

### バーゼルⅢ

銀行の健全性を確保するためのバーゼル合意(自己資本比率規制)が、金融および経済危機、その他の原因によって起こされるショックを吸収する能力を高め、金融セクターから実体経済に波及するリスクを軽減させることを目的に、平成22年12月に改定されたもの。平成25年より段階的に導入。

### バック・テスト

モデル算出値と、実績値を比較することによりモデルの妥当性を検証するための手法。  
例えばVaRの場合、VaR値と損益を比較検証すること。

### ヒストリカル・シミュレーション法

リスクファクターのヒストリカルデータを用いることにより、乱数を使用せずに将来の変動をシミュレーションする手法。

### モンテカルロ・シミュレーション法

乱数を用いたシミュレーション手法の総称。

### リスク・アセット

(信用リスク)  
資産額(貸出債権額等。含む、オフバランス取引の与信相当額)を信用リスクの割合に応じて再評価した額。  
(オペレーショナルリスク)  
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除したものの。

### リスクアベタイト

収益拡大のためにテイクするあるいは許容するリスクの種類および量。

### リスクファクター

リスクの要因となるもの。  
市場リスクであれば株価や金利等、信用リスクであればデフォルト率や景気等が相当。

### リスク資本

業務運営上抱えるリスクによって、理論上、将来発生しうる最大損失額をカバーするために必要となる資本の額。  
規制上の所要自己資本とは異なり、金融機関が内部管理を目的に自主的に構築するリスク管理の枠組みのなかで使用。